5　年　保　存
令和８年３月31日満了

ＦＮｏ．－20130701
崎 安（抑）第７４号
令 和 ３ 年 ２ 月 19 日

各　部　長
　　殿
各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

県民の自主防犯意識高揚に向けた県民運動への更なる取組について（通達）

本県においては、長崎県総合計画チャレンジ2020及び第３次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画の中で、令和２年までに刑法犯認知件数を4,500件以下とするとともに全国トップレベルの治安水準を維持することを目標に掲げ、「県民の自主防犯意識高揚に向けた県民運動への更なる取組について（通達）」（平成28年３月10日付け崎安（抑）第54号ほか。以下「旧通達」という。）に基づいた「犯罪なく３（さん）ば運動」を推進するなど犯罪抑止対策に取り組んだ結果、平成29年以降、刑法犯認知件数は目標値である4,500件以下を達成するとともに、令和２年は2,799件（暫定値）（前年比－595件）と戦後最少を更新し、同運動に一定の効果があったものと認められる。

今後も全国トップレベルの治安水準を維持し、県民の安全・安心を確保するため、県民、事業者、自治体等と連携して県民の自主防犯意識の高揚を図るための県民総ぐるみの「犯罪なく３ば運動」を継続して展開していくこととしたので、各所属にあっては、下記のとおり、本運動の県民への浸透・定着に向けた取組を推進されたい。

なお、旧通達は令和３年３月31日限りで廃止する。

記

１　県民運動の名称

(1) メインタイトル

犯罪なく３（さん）ば運動

(2) サブタイトル

「カギかけんば」・「ひと声かけんば」・「見守りせんば」の３ば運動

２　県民運動の実施期間

令和３年度から令和７年度までの５年間

３　主唱

長崎県警察、長崎県及び長崎県教育委員会

4　運動の骨子

(1) カギかけんば運動

県民の「乗物、住宅等には必ず鍵を掛ける」という施錠意識を高めることを目的とした防犯診断や自転車のツーロック推奨などを通して、地域住民、学校、事業者、自治体等と連携して本運動に取り組む。

(2) ひと声かけんば運動

地域における連帯感や絆の醸成、規範意識の向上を目的に、自治会、民生委員等と連携した高齢者宅への訪問活動等を通じた「ひと声掛け」や地域での挨拶運動により、少年非行、子供・女性対象の凶悪事件等の被害防止を図るなど、地域住民、自治体等関係機関・団体と連携して本運動に取り組む。

また、金融機関、大型店舗等の関係事業所に対して、顧客への積極的な「ひと声掛け」により、特殊詐欺被害や万引きなどの未然防止に取り組むよう更に働き掛ける。

(3) 見守りせんば運動

犯罪の起きにくい社会づくりを目的に、警察、県、防犯協会等による犯罪情報の提供、物品等の支援を通じて、青色回転灯装備車両による防犯パトロールを始め、ボランティア団体や自治会等による子供の見守り活動、防犯パトロールを促進するとともに、防犯カメラの普及を図るなど地域住民、事業者等と連携して本運動に取り組む。

5　具体的取組

(1) 長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例に基づく取組

条例に基づき設置されている「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議」の各構成団体等において、本運動が推進されるよう引き続き働き掛けを行う。

(2) 各種キャンペーン等を通じた広報啓発

本運動の県民に対する更なる周知を図るため、警察本部及び各警察署において実施するキャンペーン、イベント等のあらゆる機会を活用して広報啓発を行う。

(3) 犯罪なく３ば運動推進モデル地区等の指定

各警察署においては、下記の中からいずれか一つを指定し、犯罪なく３ば運動の浸透・定着に向けた取組を推進する。

なお、二つ以上の指定を妨げるものではない。

ア　犯罪なく３ば運動推進モデル地区の指定

別紙１「「犯罪なく３ば運動推進モデル地区」実施要領」のとおり、管内の情勢等を勘案した上、モデル地区を指定して、モデル地区住民等と連携・協働した防犯診断、戸別訪問、防犯パトロール、キャンペーン等の活動を促し、地域における自主防犯活動の推進を図る。

イ　犯罪なく３ば運動推進モデル校の指定

別紙２「「犯罪なく３ば運動推進モデル校」実施要領」のとおり、管内の情勢等を勘案した上で、モデル校を指定して、自転車の鍵掛け推進、挨

拶運動、子供の見守り等の活動を促し、学生による自主防犯活動の推進を図る。

ウ　犯罪なく３ば運動推進モデル事業所の指定

別紙３「「犯罪なく３ば運動推進モデル事業所」実施要領」のとおり、管内の情勢等を勘案した上、モデル事業所を指定して、事業所における広報啓発、事業所従業員による見守り活動、防犯カメラの設置等の活動を促し、事業活動を通じた自主防犯活動の推進を図る。

(4) 防犯カメラの設置拡充

犯罪の発生状況を踏まえ、自治体、事業者等に対し、防犯カメラの有効性を説明の上、設置拡充を働き掛ける。

(5) 防犯ボランティアの活性化

防犯ボランティアについては、活動を担う者の高齢化、後継者不足により減少傾向にあるところ、本運動への取組を通じて防犯ボランティアの活性化を図る。

(6) 事業所等への働き掛け

特殊詐欺の被害を防止するための金融機関等における顧客への声掛けの徹底、万引きの多発店舗への万引きをさせない店舗づくり及び従業員から顧客に対する声掛けなどによる万引き対策の強化等、各事業所等に対して本運動の趣旨を周知させ、それぞれの事業所等において本運動への取組を働き掛ける。

(7) その他

警察本部及び各警察署で実施する施策等と本運動を連動させて運動の浸透を図るほか、県が令和３年度から実施する防犯まちづくり推進事業との連動にも努める。

6　賞揚の推進

本運動により県民の自主防犯意識を高揚し、安全・安心な長崎県を実現することは極めて重要であることを踏まえ、警察本部及び各警察署においては、取組状況を十分に把握した上で、本施策に従事する職員について業績を適正に評価し、賞揚に努めること。

また、各警察署において、犯罪なく３ば運動推進モデル地区等に対して感謝状の贈呈を検討すること。

7　報告

犯罪なく３ば運動推進モデル地区等を指定した際は、モデル地区については別紙４、モデル校については別紙５、モデル事業所については別紙６にて生活安全企画課犯罪抑止対策室へ報告すること。

その他本運動に関する施策等を実施した際は、随時、報告すること。

別紙及び様式（略）